

通所型サービスの見直しに関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。

(令和4年11月8日現在)

新No.	旧No.	質問・要望	回答	回答日
1. 対象者について				
1- 1	7	新規要支援認定者とは、令和3年4月1日以降に新規で申請した者か。3月に認定申請をし、認定日が令和3年度になる場合は、対応方針3-(3)の通所C対象者となるか。 新規要支援認定者とは	認定日にかかわらず、有効期間開始日が令和2年度に属する場合は、 対応方針3-(3)の通所C対象者には該当しません。 新規申請で要支援認定となり、有効期間中に通所型サービスを利用するとき、新規要支援者として、通所Cの対象者となります。 要介護認定者の更新で要支援に変更となった者も、新規要支援者として通所Cの対象者となります。 参照：令和4年7月6日「通所型介護予防事業（通所C）について」	令和3年3月29日 令和4年7月6日
1- 2	36	現在、事業対象者として通所介護を利用中の方が、事業対象者の認定期間切れに伴い介護認定を行う場合は、新規申請者として通所Cの対象になるのか。	お見込みのとおりです。	令和3年3月31日
1- 3	30	再度介護保険の申請をした場合、区変をかけた場合は、もう一度、通所Cを利用し、デイサービス可否の判断を受けられるのか。	令和3年度の対象者には区分変更の要支援認定者は含まれておりません。 認定の有効期間経過後に、再度認定申請をした場合は、通所C利用歴の有無にかかわらず新規申請として取扱い、「通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業同時実施フロー図」 対応方針3-(4)の利用の流れ に沿ってケアマネジメントを行ってください。	令和3年3月29日 令和4年9月6日
1- 4	40	要支援認定者でデイサービスを利用していたかたが、介護認定の更新で要支援非該当、事業対象者となった場合、総合事業の通所型サービスの利用は新規扱いとして、対応方針3(3)の通所C対象者になるのか。	令和3年4月1日以降に基本チェックリストを実施し、事業対象者として確認を受けた場合は、 対応方針3-(3)の通所C 対象者となります。	令和3年5月21日 令和4年9月6日
1- 5	52	暫定的に通所介護（介護給付）を利用して、介護認定申請の結果要支援となった場合でも、通所Cを利用する必要があるのか。	ケアマネジメントの結果、通所Cの利用が適切でない場合については、通所Cへ切り替える必要はありません。	令和3年5月21日
1- 6	44	スクリーニングの結果、通所Cでの支援ではニーズ解消ができないと早々に判断できる場合、サービスの切替えを検討することになると考えられるが、それでも決まりとして3か月は通所Cを利用しなければならないのか。	介護予防ケアマネジメントの中で通所Cの利用が適切でない判断される場合は、通所Cの利用を中断し、デイサービスなど他のサービスを利用することが可能です。	令和3年5月21日
1- 7	21、22	「認知症Ⅱa以上」の根拠は、主治医意見書になるのか。「進行性の疾患」、「がん末期」の根拠は、主治医意見書になるのか。	主治医意見書等を踏まえたケアプランへの記載により判断します。	令和3年3月29日
1- 8	65	通所Cの利用について、年度が替われば再度利用する事が可能なのか。又は、どなたも1回の利用のみになるのか。	通所Cを一度利用したかたが、介護予防ケアマネジメントの結果により、翌年度以降も再度利用することは可能です。 ただし、通所Cを再度利用することによる効果を、介護予防ケアマネジメントの中で検討したうえで判断してください。	令和3年5月21日
1- 9	31	通所Cだけの利用を希望している者が、再度、通所Cを利用することができるのか。状態の悪化などがあった場合、新たにデイサービスの利用希望があった場合などはどうか。	ご質問の意図が判然としませんが、通所Cの利用は、利用開始日 日 から1年以内に6か月が限度となるため、限度に達している場合は通所Cを選択することはできません。限度に達していない場合は通所Cを利用することができますが、「通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業同時実施フロー図」 対応方針3-(4) に示す利用の流れに沿ってケアマネジメントを行ってください。	令和3年3月29日 令和4年9月6日
1- 10	10	通所Cの利用が適切でない状態像の「エ」の具体的な状態とは何か。	具体的な状態像については令和3年度中の事例を積み重ねた上で共有する予定です。なお、現時点では、 ・利用者の近隣に、必要なサービス（口腔ケア等）を提供できる通所Cの事業所がない ・食事や入浴に介助を要する 等の状態を想定しています。	令和3年3月29日

通所型サービスの見直しに関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。

(令和4年11月8日現在)

新No.	旧No.	質問・要望	回答	回答日
1- 11	9	利用者が運動器を希望せず他の目的で通所を希望されても通所Cの利用に向けるのか。	介護予防ケアマネジメントの中で通所Cの利用が適切でない判断される場合を除いては、通所Cを利用することになります。	令和3年3月29日
1- 12	23	交通の便が悪く、通所C利用が困難な場合はどうするのか。	送迎の有無が本人の自立に与える影響を踏まえ、通所Cの利用が適切でない状態像のエに当てはまると介護予防ケアマネジメントの中で判断される場合には、デイサービスを利用することが想定されます。	令和3年3月29日
1- 13	56	(旧No. 30の再質問) 4月に新規で認定を受けて、要支援1だったかた。デイサービスは利用しなかった。12月に状態の悪化があり、区変をかけたら、要支援2だった。このとき、デイサービスの利用希望があったら、通所Cを利用しなければならないのか。(令和3年度に、通所Cの利用履歴はないが、区変のかた)	デイサービスの利用を希望する区分変更の要支援認定者であることから、 対応方針3-(3)の 通所C対象者には該当しません。 この場合においても、介護予防ケアマネジメントの原則に則り、適切なサービスをケアプランに位置づけてください。	令和3年5月21日 令和4年9月6日
1- 14	57	(旧No. 30の再質問) 4月に新規で認定を受けて、要支援1だったかた。通所Cを6か月利用した。12月に状態の悪化があり、区変をかけたら、要支援2だった。このとき、デイサービスの利用希望があったら、再度、通所Cを利用しなければならないのか。	デイサービスの利用を希望する区分変更の要支援認定者であることから、 対応方針3-(3)の 通所C対象者には該当しません。 また、上記に加え、当該年度において通所Cの利用回数の上限まで利用されていることが想定されるため、通所Cを利用することはできません。	令和3年5月21日 令和4年9月6日
1- 15	42	運動、口腔、栄養を主とした目的でなければ、デイサービスは利用できないのか。インシュリンの自己注射が難しく、デイサービスを利用するかたもいるが、そうした理由での利用はできないということか。	介護予防ケアマネジメントの結果、「通所Cの利用が適切でない状態像のエ」に該当することが想定されるものであり、デイサービスなど他のサービスを利用することが可能です。	令和3年5月21日
1- 16	59	令和3年度より、新規のデイサービス利用者について原則通所Cの利用との方針であるが、入浴を目的として、デイサービス利用を希望されるかたもいる。例えば、自宅のお風呂が壊れてしまい、修理の費用がないかたや疾患や身体状況から一人での入浴が怖いとの訴えがあるかたもいる。どのような対応が可能か。	疾患・身体状況等から入浴に介助・見守りが必要と判断される場合には、「通所Cの利用が適切でない状態像のエ」に該当する可能性があります。 また、自宅での入浴環境に問題がない場合には、訪問型サービスの利用についても検討する等、あくまで本人の状態等を踏まえた最適なサービスをケアプランに位置づけてください。	令和3年5月21日
1- 17	60	閉じこもり傾向があるかたが、食事やレクリエーション、入浴などを目的に外出につながられる場合がある。 そういった場合に通所Cでは対応ができないことが想定される。このようなかたは精神状態に配慮したデイサービスの利用が必要と認められるか。	本人の精神状態等から「通所Cの利用が適切でない状態像のエ」に該当する可能性がありますので、介護予防ケアマネジメントの原則に則り、最適なサービスをケアプランに位置づけてください。	令和3年5月21日
1- 18	61	デイサービス利用時には、家族のレスパイト目的も含まれるが、要支援状態のかたと同居しているご家族にも、そういった目的を持つかたもいる。1日利用を継続したいと考えることが自然だと思うが、その場合も通所Cの利用で最長半年間で卒業を目指していくのか。	デイサービスの利用目的が家族のレスパイトである場合、「通所Cの利用が適切でない状態像のエ」に該当する可能性がありますので、介護予防ケアマネジメントの原則に則り、最適なサービスをケアプランに位置づけて下さい。 「介護サービスのあり方」(これまでの介護給付費分科会資料よりH26.12.19)には、「介護予防通所介護(従前)及び介護予防通所リハビリテーションは、介護予防を目的としたものであり、通所介護とは異なり、いわゆる「レスパイト機能」は想定されていない。」とあります。 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの選択、期間の検討を行ってください。	令和3年5月21日 令和4年9月6日
1- 19	62	通所C事業で自身で事業場所に行くことになると思うが、送迎があるから冬期間の利用も可能で外出機会の確保ができていくかたがいる。地域交流の場が近くがあればいいが、離れたところでは行けなくなる方もいる。このような場合のデイサービス利用は可能であるか。	送迎の必要性等から「通所Cの利用が適切でない状態像のエ」に該当する可能性がありますので、介護予防ケアマネジメントの原則に則り、最適なサービスをケアプランに位置づけて下さい。	令和3年5月21日

通所型サービスの見直しに関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。

(令和4年11月8日現在)

新No.	旧No.	質問・要望	回答	回答日
1-20	75	利用者が通所Cの利用を希望しなかった場合、通常のデイサービス利用も有り得るといふことではないか。	通所C以外のサービスを選択することは有り得ると考えていただいて結構です。ただし、適切なサービス内容となるように努めてください。通所C以外を選択する場合はその根拠が分かるよう、ケアプランやサービス担当者会議の記録等を長寿福祉課に提出してください。	令和3年5月28日
2 申請に関することについて				
2-1	37	これまでの通所C利用は長寿福祉課が受付の窓口だったが、今後はどのようなになるのか。	従来と同様、長寿福祉課に在宅サービス申請書を提出いただくこととなります。これは、通所Cは市と事業所との委託契約による実施であることから、市が利用決定を行う必要があることによるものです。	令和3年3月31日
2-2	14	通所Cの利用の場合、在宅サービス利用申請に係る書類一式の提出は継続なのか。	お見込みのとおりです。	令和3年3月29日
2-3	2	在宅サービス申請は介護支援専門員が直接、長寿福祉課にできるか。包括を通すのか。	通所Cと訪問Cの在宅サービス申請については、地域包括支援センターの委託を受けた居宅介護支援事業所が直接申請手続きを行うことができます。ただし、地域包括支援センターでは委託先の居宅介護支援事業所の行うケアマネジメントを把握、確認することとされていますので、その点に留意してください。	令和3年3月29日
2-4 追加		在宅サービス専用台帳の開始年月日とケアプランの期間の開始日を合わせさせるのはおかしい。ケアプランは他のサービス利用も含めて作成するものであることから、全てのサービスの利用期間を統一して月初～〇か月と作成するのが一般的と思われる。	申請時に、ケアプランの期間の通所C・訪問Cの開始日で、在宅サービス専用台帳の開始年月日が間違いないかを確認しています。従前相当サービスや予防給付のサービスではサービス提供表でサービス開始日が確認できるため、実際の利用日を期間の開始日として記載しないと思われませんが、通所Cではそれができないため、今後もケアプランの期間の開始日で通所C・訪問Cの開始日を確認します。 また、他のサービスと合わせた期間でケアプランを提出する場合は、在宅サービス専用台帳の開始年月日も同日で提出し、利用決定通知の開始日も他のサービスと合わせた日となります。 (他のサービスと合わせた期間でケアプランを提出する場合の例：通所C初回利用日9/7、ケアプランの期間の開始日9/1の場合、在宅サービス専用台帳の開始年月日も9/1で統一して申請し、利用決定通知の開始日は9/1となります。)	令和4年9月1日
3 訪問型介護予防事業について				
3-1	6	訪問型介護予防事業は月何回利用できるのか。回数制限はあるのか。	通所Cと併用する際は、通所Cの利用期間中に1回の利用を原則とします。ただし、回数を増やす必要がある等の場合は、個別に相談してください。	令和3年3月29日
3-2	24	訪問Cにおいて、訪問を実施する職員は何名体制なのか。	3名体制です。	令和3年3月29日

通所型サービスの見直しに関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。

(令和4年11月8日現在)

新No.	旧No.	質問・要望	回答	回答日
4 通所型介護予防事業 サービス終了後の評価について				
4- 1	74	評価会議、通所C継続時の担当者会議、通所C継続利用後の地域ケア会議への必要な参加者について示してほしい。	詳細は、「通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業同時実施マニュアル」に記載しますので、ご確認ください。 必要な参加者は、サービス担当者会議と評価会議は、ケアプラン作成者が主催者となり、事業所、訪問C担当（長寿福祉課）、本人、必要時家族となります。（他のサービス提供者がいる場合は、ケアプラン作成者が出席の有無を判断してください。） また、通所C継続利用後の地域ケア会議は、地域の受け皿不足、利用者の意識改革の必要等の課題を共有し検討する場として、「秋田市地域ケア会議実践マニュアル」の個別・地域課題を参考に各地域包括支援センターが参加者を集めてください。	令和3年5月28日 令和4年9月6日
4- 2	20	評価会議にも本人が出席するのか。本人の希望はどこまで考慮されるのか。	主催者の判断により本人が出席することも想定されます。 本人の希望、家族の希望および専門職による提案が異なる場合、疾病や状態等に基づく専門職の意見を共有した上で、利用者にとって最適なサービスを選択できるような、合意を図ってください。	令和3年3月29日
4- 3	19	通所Cの3か月後、評価会議で誰が判断をするのか。	評価会議は、事業所による事後評価をケアプラン作成者と共有するという位置付けで行うサービス担当者会議です。会議の構成員全員で利用者にとって最適なサービスを判断してください。	令和3年3月29日
4- 4	28	3か月後の評価会議と6か月後の地域ケア会議の、それぞれの評価の基準の違いは。	評価会議は当事者のみが出席する会議であるのに対し、地域ケア会議には、当事者に加えて専門職等の第三者が出席することになります。 これは、本来3か月で終了するプログラムを6か月利用した場合に、第三者である多職種からの専門的な助言を得た上で、延長したことによる効果や最適なサービスを検討する必要があることを考慮したものです。	令和3年3月29日
4- 5	4	居宅介護事業所が委託を受けてケアプランを立てた場合、評価会議は居宅が主催するのか、包括が主催するのか。	評価会議は、事業所による事後評価をケアプラン作成者と共有するという位置付けで行うサービス担当者会議ですので、委託先の居宅介護支援事業所が主催することになります。	令和3年3月29日
4- 6	58	通所Cの利用回数が少ない場合、「目標に対する評価」はどうなるのか。〇回以下なら、3か月延長となり、通所C利用時の地域ケア会議が必要になる、などあるのか。	通所C利用後の「目標に対する評価」は、利用回数の多少に関わらず必ず実施してください。 また、評価に当たっては、利用回数のみをもって評価することのないようにしてください。 なお、本人にとって最適なサービスとして通所C利用の延長を決定する際は、プログラムへ参加することが可能かどうかも含めて、介護予防ケアマネジメントの中で検討してください。本人の健康状態等から通所Cの利用が適切でない判断される場合には、利用者にとって最適なサービスを検討してください。	令和3年5月21日
4- 7	49	通所Cの3か月利用延長後に開催することとされている地域ケア会議（以下「通所C利用時の地域ケア会議」という。）に出席する専門職は、どのような職種を想定しているのか。出席を必須とする専門職はあるのか。また、どのように選定するのか。	通所C利用時の地域ケア会議に出席する専門職は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等を想定しています。 この会議は地域ケア会議（個別）であることから、出席する専門職の選定は各地域包括支援センターで行ってください。また、専門職のうち保健師または看護職員として訪問Cの担当者は必ず招集してください。	令和3年5月21日
4- 8	50	通所C利用時の地域ケア会議には、本人の出席は必須か。本人の意向はどこまで考慮されるのか。	通所C利用時の地域ケア会議の際、本人の出席は必須ではありません。 本人の意向を踏まえて最適なサービスを検討し、ケアプランの内容について合意を図ってください。	令和3年5月21日
4- 9	51	希望があれば、通所C利用時の地域ケア会議に家族も出席できるのか。	地域包括支援センターの判断により家族を出席させて、意見を聴取することも可能です。	令和3年5月21日

通所型サービスの見直しに関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。

(令和4年11月8日現在)

新No.	旧No.	質問・要望	回答	回答日
4-10	13	訪問Cの担当者も利用開始の担当者会議や3か月後の評価会議へも参加するという解釈で良いか。	お見込みのとおりです。	令和3年3月29日
4-11	71	地域ケア会議での判断は誰が行うのか。	利用者にとって最適なサービス等の判断を行うのは、会議の構成員全員です。 なお、会議実施に当たっての留意点等は、「通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業同時実施マニュアル」に記載します。 ので、こちら併せて 「秋田市地域ケア会議実践マニュアル」を参照してください。	令和3年5月21日 令和4年9月6日
4-12	39	「改善 卒業」「通所Cの追加利用」「デイサービス」に分ける際の客観的な評価の基準は何で行うのか。平等な評価を何で担保するのか。	客観的な評価は、評価会議において、ケアプランに位置づけた目標が達成されたかどうかを評価基準として行います。評価会議には専門職が参加することから、適正な評価が担保されるものと考えます。	令和3年5月21日
5. 通所型介護予防事業終了後の支援先について				
5-1	69	通所C終了後の受け皿などについても市役所のホームページや在宅医療介護連携センターなどでインフォーマルサービスや地域のサロンをケアマネジャーも一覧できるような情報の発信先があれば良いのではないか。	通所C終了時に参加できる地域型はつらつクラブ事業やいきいきサロン事業等の介護予防教室については、秋田市ホームページ（広報ID：1015995、1012840）に掲載しており、地域の通いの場等の情報提供についても今後検討していきます。	令和3年5月21日
5-2	33	はつらつクラブに該当する催しの一覧はあるか。	はつらつクラブの開催時期、実施内容、参加方法等についてまとめた一覧表を後日作成し、ホームページ等で公開予定です。	令和3年3月29日
5-3	68	地域型はつらつクラブ事業の運営について、途中参加を認めてもよいのか。また、途中参加の場合に、体力測定は必要か。	地域型はつらつクラブ事業への途中参加は可能です。 なお、体力測定については、途中参加のかたについても実施していただくことが望ましいと考えますが、教室の進行上難しい場合は事業の終了時の測定のみでも構いません。また、通所Cの運動プログラムを利用後であれば、通所C終了時の体力測定結果を活用していただいても構いません。	令和3年5月21日
6. ケアプランの提出に関することについて				
6-1	8	通所C利用が適切でない状態像のア～エの特にア～ウについて記載することは利用者への配慮が足りないと思うがストレートに記載しなければならないか。ケアプランの提出は長寿福祉課へか。	サービス種別欄への記載について、利用者への配慮が必要な場合は、 ・ア～エの記号のみ記載する ・ケアプラン以外の提出用の資料（サービス担当者会議の記録など）を別途用意する等の方法により対応のうえ、長寿福祉課へ提出してください。	令和3年3月29日
6-2	35	ケアプランの写しの提出は紙でなければならないか。	地域包括支援センターの場合は、包括システムに入力後、長寿福祉課へ連絡していただくことで、紙での提出は不要とします。 居宅介護支援事業所が提出する場合も、紙以外での提出を希望される場合は、個別にご相談ください。	令和3年3月29日
6-3	17	ケアプランの写しの提出について、本人のサインがあるものでなくてはならないか。	通所Cの利用が適切でない状態像を読み取ることができれば、本人のサインの有無は問いません。	令和3年3月29日
6-4	15	ケアプランの写しの提出について、ケアプランの作成を委託している場合は委託先の居宅介護支援事業所から長寿福祉課へ直接提出しても良いか。	委託先の居宅介護支援事業所が直接提出しても構いません。ただし、地域包括支援センターでは委託先の居宅介護支援事業所の行うケアマネジメントを把握、確認することとされていますので、その点に留意してください。	令和3年3月29日
6-5	16	通所Cの利用が適切でない状態像のうちエに当てはまる場合、ケアプランの写しの他に、その旨が分かるものを提出する必要があるか。	ケアプラン以外の提出は不要です。状態像をケアプランから読み取ることができるよう、可能な限り具体的な記載をお願いします。	令和3年3月29日

通所型サービスの見直しに関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。

(令和4年11月8日現在)

新No.	旧No.	質問・要望	回答	回答日
7 通所型介護予防事業 受託事業者について				
7-1	11	通所Cの事業所に利用が集中することが想定できるが、事業所として実際の受け入れが可能なのか確認しているのか。利用者が希望する日時が利用できなかつたり、送迎範囲などの縛りで利用がかなわなくなるのではないのか。	令和3年度の通所C利用者実人数の見込みと通所C受託事業者の定員から、受入体制は充足しているものと認識しています。しかし、事業所所在地は地域の偏りがあるため、令和3年度中に事業所の追加募集を実施します。また、日時の希望や送迎の有無等により通所Cの利用が適切でないと介護予防ケアマネジメントの中で判断される場合には、デイサービスの利用が想定されます。	令和3年3月29日
7-2	38	利用者が利用可能な通所Cの事業所において、受け入れ人数を超えており利用できない場合は、どのようにすれば良いのか。	ご質問のケースの場合、他に利用可能な通所Cの事業所がないのであれば、デイサービスを含めて通所C以外のサービスをケアプランに位置づけることに問題はありません。	令和3年3月31日
7-3	18	通所Cの事業所では理解しているのか。同意が得られているのか。	令和3年度における通所型サービスの実施については、令和2年10月28日に開催した「秋田市における通所型サービスの効果的な推進に関する説明会」において説明を行い、令和3年3月16日付けで通知を發出し対応方針および説明動画の公開について周知しています。さらに、事業所との業務委託契約にあたって事業の趣旨等を改めて説明しています。	令和3年3月29日
7-4	46	通所Cを提供する専門職とはどの職種を指すのか。	通所Cのサービス提供主体となる専門職は、医師、歯科医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、もしくは経験のある介護職員等を想定しています。	令和3年5月21日
7-5	12	通所Cやはつらつくらぶへの受託事業所は年度途中でも申請可能か。	通所Cおよび地域型はつらつくらぶの受託事業者について、 令和3年度中に追加募集を必要に応じ実施します。 (R4年度は通所Cは追加募集を行いました。はつらつくらぶは未定です。)	令和3年3月29日 令和4年9月6日
7-6	27	通所C事業所の一覧だけでなく、その事業所の利用日と時間、対応できる人数、送迎できる地区と人数の一覧を作成してほしい。	例年4月頃に各地域包括支援センター宛てに送付している通所Cの事業所一覧（送迎の有無、範囲の記載あり）に、事業所の利用可能日時を加えて作成し、ホームページで公開します。	令和3年3月29日
7-7	32	通所C、通所Bに該当する事業所はどこか。	通所Cの事業所一覧については、後日ホームページで公開します。通所Bとして活動を行っている団体は令和2年度末時点で5団体あります。利用希望がある場合は、希望する圏域の地域包括支援センターにお問い合わせください。	令和3年3月29日
8 経過措置について				
8-1	1	経過措置はないのか。4月1日に更新を迎える事業対象者は、4月1日以降は直ちにデイサービスを利用できなくなるということか。	移行期間はありません。通所Cが適切でなく、デイサービスが必要と判断される場合は、令和3年4月1日以降も利用が可能です。ただし、ケアマネジメントの原則に則って一定期間後のモニタリング時には改めて適切なサービスを検討してください。	令和3年3月29日
8-2	66	通所Cを実施する事業所も少なく、受け入れ可能な事業所が増えて、利用者の納得できる選択が出来る体制が整うまでの移行期間などを設けて頂けないか。ケアマネジャーや利用者への周知や説明をするための準備期間が必要ではないか。	今回の見直しにおいても、本人の状態等を踏まえて最適なサービスをケアプランに位置づけるという介護予防ケアマネジメントの原則に則ってサービスを選択することに変更はないことから、移行期間を設ける予定はありません。送迎の必要性や疾病等、本人の状態を踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果で、従来どおりデイサービスを利用することが可能です。なお、総合事業の趣旨と、通所Cを活用した介護予防を啓発するチラシを作成しますので、利用者への説明にご活用ください。	令和3年5月21日

通所型サービスの見直しに関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。

(令和4年11月8日現在)

新No.	旧No.	質問・要望	回答	回答日
9 事業周知について				
9-1	34	令和3年4月からの通所型サービス制度変更について秋田市民にはどのように周知するのか。	令和3年度からの通所型サービスの見直しについては、他の自治体の実例等を踏まえ、介護予防ケアマネジメントのプロセスに基づき利用するサービスを選択する際の一定の基準と、その後の流れを示したものであり、制度自体の変更にはあたらないものです。したがって、制度変更としての説明をする予定はありません。なお、今回の見直しや事業内容の説明に用いるチラシの作成を予定しておりますので、利用者への説明にご活用ください。	令和3年3月29日
9-2	43	この4月からの変更の説明を、利用者にもどのようにすればいいのか。なぜ4月からなのか。(平成30年からわかっていたことなのに)利用者にもわかりやすい、統一した説明文を提示してほしい。	通所Cを活用した介護予防を啓発するチラシを作成しますので、利用者への説明にご活用ください。	令和3年5月21日
9-3	63	医師からもデイサービスの利用を勧められる場合が多々あるが、令和3年度の通所Cの利用についての周知はしているか。また、介護保険サービス利用からの「卒業」を目指していくという方針についても周知がされているのか。また、周知しているのであれば、どのような反応があるのか。	医師のみを対象とした周知は実施していません。	令和3年5月21日
9-4	70	4月からの通所Cの開始をする手順や申請時に必要な書類等について、居宅介護支援事業所には何らかの情報が提供されているか。どこまで周知されているか知りたい。	全居宅介護支援事業所のみを対象とした周知は実施していません。 に対し、チラシを送付し事業の周知を行いました。(令和4年6月) なお、委託先の居宅介護支援事業所へは、通所Cの開始に係る手続き等について、秋田市ホームページ(広報ID:1015991)に掲載しておりますのでこちらをご案内ください。	令和3年5月21日 令和4年6月6日
10 他市町村の動向について				
10-1	26	同じようなシステムの市区町村は存在するのか。全国でどのくらいあるのか。	通所型サービスの利用に当たっての一定の基準を設けている自治体はありますが、事業内容は自治体によって異なります。	令和3年3月29日
10-2	53	(旧No.26の再質問) 通所Cの利用について、他都市の実施割合や状況はどうか。	通所Cを実施している市町村は39.6%ですが、同様の事業運営を行っている自治体数については把握していません。詳しくは、「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」報告書(厚生労働省 令和元年度老人保健健康増進等事業)を参照してください。	令和3年5月21日
10-3	54	(旧No.26の再質問) 「一定の基準を設けている自治体」を教えてください。	「一定の基準を設けている自治体」について、詳しくは「地域支援事業における介護予防の取組に関する調査研究事業」報告(平成31年3月株式会社 野村総合研究所)等を参照してください。	令和3年5月21日
10-4	55	(旧No.26の再質問) なぜ、秋田市はその自治体を参考にしたのか。	介護予防・日常生活支援総合事業は地域の実情を踏まえ実施していくものであり、複数の自治体の実例と本市における課題を検討したうえで、本市における介護予防ケアマネジメントの基準を示したものです。	令和3年5月21日

通所型サービスの見直しに関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。

(令和4年11月8日現在)

新No.	旧No.	質問・要望	回答	回答日
11 要望				
11-1	72	通所型サービスの見直しについて、わかりづらい。具体的に、はっきり指示を出して欲しい。 また、通所Cを3か月利用後の取扱いについて、訪問C保健師等の関わりなど、具体的な事例をあげて、提示して欲しい。	通所型サービスの見直しに伴い、理解してサービスを利用してもらうために「通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業同時実施マニュアル」に詳細を記載しますので、ご確認ください。 また、今年度は事例を積み重ね、訪問Cの保健師等の関わりも含めて提示できるか検討していきます。	令和3年5月28日
11-2	76	通所Cをサービスの入り口として原則にするのであれば、暫定利用を認めなければ利用者に不利益が生じるのではないか。特に要支援2の利用者でもニーズとマッチングできる仕組みにしてほしい。	通所Cの暫定利用は想定しておりませんが、その事情は利用者によって異なるため、その都度お問い合わせください。	令和3年5月28日
11-3	47	原則介護認定申請を行うこととするのは、介護保険制度の理念と真逆の対応ではないか。サービス利用開始までの手順の簡素化を図っていただきたい。	これまでに介護認定を受けておらず介護保険サービスの利用歴がないかたは、心身の状況が不明確であり、介護認定申請を行うことで主治医意見書による医学的な情報を確認できることなどから、介護認定申請を原則としているところです。 事務手続きの簡素化については今後検討していきます。	令和3年5月21日
11-4	64	令和3年3月16日付け令2福長第4551号で送付された対応方針「通所型サービスの現状と見直しについて」を読む限り、業務量の負担増が想定され、これまで通所Cの利用調整をした結果大変だと感じた。給付管理票を作成しないということを負担軽減にしていると思うが、保険請求時の管理が煩雑になっている。今後、負担軽減について検討していただけるか。	業務負担の軽減については、地域包括支援センターの業務実態を踏まえながら今後も検討していきます。	令和3年5月21日
11-5	73	国が、「セルフケアをするように」と利用者や事業所に丸投げしても、これまでの状況を勘案すると、進歩はないと思う。セルフケアのための具体的な方策が必要ではないか。	いただいたご意見を参考にさせていただきます。	令和3年5月28日
12 利用料、ケアマネジメント費に関すること				
12-1	45	単価などもう少し詳しく知りたい。	令和3年度の通所Cの単価は以下のとおりです。 ・プログラム1種類：4,700円 (R3：2,300円) ・プログラム2種類：5,300円 (R3：2,600円) ・プログラム3種類：5,900円 (R3：2,900円) R4年度に単価をデイサービス相当に増額しています。	令和3年5月21日 令和4年4月1日
12-2	41	対応方針3(3)の通所C対象者であり、介護予防ケアマネジメント上通所Cの利用が適切と考えられるにも関わらず、デイサービスを利用した場合はどうなるのか。利用者による全額自己負担となるのか。	総合事業の対象となるかたの介護予防プランにデイサービス利用が位置づけられている限り、サービス費の全額を利用者の自己負担とすることはありません。 通所Cを含め、デイサービス以外の利用が適切であると判断された時点で、改めて介護予防ケアマネジメントを行い、適切なサービス等を検討してください。	令和3年5月21日
12-3	25	要介護の暫定でデイサービスを利用し、要支援となった場合、利用料などどうなるのか。	暫定で利用した事業所が総合事業の事業所指定を受けている場合は、有効期間開始日に遡り、介護予防・生活支援サービス事業費により負担します。	令和3年3月29日
12-4	5	ケアマネジメント費は、月末1回だけの利用でも請求可能か。また、利用者が通所に行った月すべて請求可能か。	お見込みのとおりです。	令和3年3月29日

通所型サービスの見直しに関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。

(令和4年11月8日現在)

新No.	旧No.	質問・要望	回答	回答日
13 その他				
13- 1	3	自己都合で休んだ場合も振替はなしなのか。また、事業所都合での休みの場合はどうするのか。	秋田市「介護予防・日常生活支援総合事業Q&A（平成30年8月29日現在）1-1-5に記載のとおり、事業所の都合か利用者の都合かによらず、原則、3か月以内かつ12回以内で実施するプログラムであるため、3か月に収まる範囲内で別の週に振り替えたり、週に2回利用したりすることは可能です。 なお、体調により週2回の利用ができない、事業所で実施曜日以外に振替対応が困難なため、3か月を超えて12回利用したい場合はご相談ください。	令和3年3月29日 令和4年9月5日
13- 2	29	本人や家族から、結果について不満の訴えがあった場合は、どうするのか。	本人の希望、家族の希望および専門職による提案が異なる場合、疾病や状態等に基づく専門職の意見を共有した上で、利用者にとって最適なサービスを選択できるよう、合意を図ってください。	令和3年3月29日
13- 3	48	市や地域包括支援センターが行う事業を見学することは可能か。	見学の可否については、各事業の委託先に直接ご相談ください。はつらつくらぶ事業の委託先の連絡先および開催日時等については、市ホームページ（広報ID：1015995）を参照してください。	令和3年5月21日
13- 4	67	介護予防ケアマネジメントにおいて、日時の希望や送迎の有無を考慮するのは、原則通所Cの利用ということと矛盾しているのではないのか。そもそも、介護保険法115条の45項に”その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、～～”とあるので、環境なども考慮して、通所型サービスなどの利用を検討するものであって、原則通所Cという今回の秋田市の方針と食い違うのではないのか。	介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況や、利用者が置かれている環境その他の状況を総合的に考慮し、判断するものであることから、原則通所Cを利用すること、送迎の有無等を考慮した結果デイサービス等の通所C以外のサービスを利用することの間に、矛盾は生じないものと考えております。	令和3年5月21日
13- 5 追加		通所Cの3か月以内の考え方は、月初めに開始しないと12回実施できないことになり、実際月途中から利用はできないということか。	原則、3か月以内かつ12回以内の短期集中で行う事業で、開始を月初めに固定しているものではありません。開始日から3か月で決定通知書を出しています。	令和4年9月1日
13- 6 追加		年度を超えて利用したケースが、再度通所Cを利用する場合は、いつから利用開始できるのか。	通所型介護予防事業は、介護予防方法の習得と、日常生活での定着・実践を目標としており、事業の終了後、地域や家庭で介護予防の取組を行うことが予定されていることから、事業終了直後に、当該事業の利用を再開することは想定しておりません。 ただし事業終了後、年度も改まり、一定期間、少なくとも3か月経過後に、地域包括支援センター等のアセスメント結果や身体状況等の変化により、改めて当該事業への参加が適当であると判断される場合は、1年度につき6か月が限度となるため、その範囲内での利用が可能です。また、終了日がいつかに関わらず利用終了日の属する月は1か月利用したものとみなします。 (例えば、令和4年3月から5月までの3か月間、利用した場合であれば、再利用が可能なのは事業申請年度の翌年度である令和4年度以降であり、事業が終了した月から3か月を経過した令和4年9月以降になります。年度が変わったからといって事業終了翌月の令和4年6月から改めて利用を始めることはできません。 なお、評価会議で継続が決まった場合は、上限6か月の範囲内となるため継続は1か月となります。)	令和4年9月5日

注釈

- ※ 通所型介護予防支援事業を「通所C」という。
- ※ デイサービス（介護予防給付）を「デイサービス」という。
- ※ 「対応方針」とは、秋田市HP「通所型サービスの現状と見直しについて」-~~(広報ID1028471)~~（ホームページID1015991）に添付されている「対応方針「通所型サービスの現状と見直しについて」」のことを指す。
- ※ 「通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業同時実施フロー図」とは、「通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業同時実施マニュアル」（ホームページID1015991）に添付されているフロー図を指す。